

認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

保険料は
豊明市社会福祉協議会
が負担します



認知症のため徘徊のおそれがある方が地域で安心して暮らすことができるよう、個人賠償保険に加入することができます。

日常生活における偶発的な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大1億円を補償するもので、保険料は豊明市社会福祉協議会が負担いたします。

○ 対象者

次の全てに該当する方が対象になります。

- * 豊明市に住所を有し、在宅で生活している方。
- * 介護支援専門員が作成した直近のケアプラン（医師の意見書も可）に「認知症のため徘徊のおそれがある」ことが記載されている方。
- * 介護保険負担割合証の利用負担の割合が1割または2割である方。
- * 対象者に対して同様の補償がある保険に加入していない方。

この事業における「徘徊のおそれがある認知症」とは、要介護認定における主治医の意見書又は要介護認定調査員の調査結果（認定情報）のいずれかで、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ a以上、かつ障害高齢者の日常生活自立度がJ及びAである方です。

○ 補償対象

日常生活における偶発的な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合。

- * 他人に怪我をさせてしまった
- * 他人の財物を壊してしまった
- * 電車等を運行不能にさせてしまった など

○ 申込み方法

申請書に次の書類を添えて、豊明市社会福祉協議会にお申込みください。

- * 「認知症のため徘徊のおそれがある」ことが記載されている直近のケアプラン（医師の意見書も可）
- * 利用負担の割合が1割または2割の介護保険負担割合証。

お問合せ
お申込み

社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会
〒470-1116 豊明市新田町吉池18-3（市総合福祉会館内）
電話 0562-93-5051